

Q & A（避難行動要支援者名簿の登録及び個別避難計画の作成について）

◎ 避難行動要支援者名簿に登録したらどうなるのですか？

避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）に登録された情報は、平常時から避難支援等関係者へ提供します。なお、個別避難計画（以下、「計画」という。）も名簿情報とともに避難支援等関係者へ提供します。

避難支援等関係者は事前に把握した名簿情報及び計画を、平常時の見守り活動や災害発生時の避難支援・安否確認などに活用します。

ただし、名簿に登録することで、災害時の避難支援が必ずなされることを保証するものではありません。

◎ 個人情報の取扱いについてはどうなっていますか？

名簿情報及び計画などの提供を受けた避難支援等関係者には、法律に基づく守秘義務があります。これら個人情報は、市及び避難支援等関係者において適正に管理し、避難支援に関わる目的以外には使用しません。また、名簿情報及び計画などは、秘密の厳守、目的外利用の禁止などが堅持される団体のみを提供します。

◎ 避難支援者は何をしますか？

避難支援者は避難支援等関係者とともに、できる範囲で、避難行動要支援者の避難支援や安否確認を行います。

ただし、避難支援等関係者と同様に、避難支援者自身や家族の安全が前提であり、災害時の避難支援が必ずなされることを保証するものではなく、避難支援者が法的な責任や義務を負うことはありません。

◎ 避難支援者はどうやって見つけたらよいですか？

まずは、隣近所に住む方や家族・親戚等に対し、災害時に避難支援をしてもらえようようお願いしてみましょう。その際、どのような支援をしてほしいか（声掛け、避難先への同行など）具体的に伝えることが大切です。

◎ 「名簿の提供に係る同意書兼計画」に変更があった時はどうすればよいですか？

住まいや同居の状況等、緊急時の家族等の連絡先、災害時の避難支援者に変更があった時は市へ変更の届け出をしてください。変更届出書の様式は福祉政策課、各市民センター、各出張所にありますので、届け出をお願いします。

なお、市で「死亡・転出・施設入所」を確認した場合は、職権で名簿登録を削除いたします。転入や施設退所などにより、再度名簿登録を希望する場合は、改めて「仙北市避難行動要支援者名簿の提供に係る同意書兼個別避難計画」を市へ提出してください。